

武蔵野ペーパープレーンクラブ 会則

- 第1条 名称 本会の名称を「武蔵野ペーパープレーンクラブ」とし、略称を「MPPC」とする。
- 第2条 目的 本会は、紙飛行機を通じて自然と科学を愛し 会員相互の親睦を図り、地域社会への発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 入会 本会へは 紙飛行機の愛好者であれば誰でも入会することができる。
入会を希望するものは、会長に入会の意志を届け出、所定の会費の納入をもって会員とする。
- 第4条 退会 退会を希望するものは、会長に退会の意志を届け出ること。
尚、納入済みの会費は返還しない。
- 第5条 会費 本会の会費は、年会費とする。年中途入会の会員は月割りとする。
会費の額は別に定める。
- 第6条 役員、役員の選出 本会には次の役員を置く。
1、会長、 2、副会長、 3、事務局長、 4、会計局長
尚、事務局 及び 会計局 には 若干名の局員を置くことができる。
会長、副会長、事務局長、会計局長 は、総会参加者の選挙により選出する。
任期は1月1日から翌年の12月31日までの2年とし、原則として再任は2期までとする。
- 第7条 役員の職務 役員の職務は、次のとおりとする。
1、会長 会長は 本会を代表し、会務を統括する。
2、副会長 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき 又は 事故ある時はこれを代行する。
3、事務局長 事務局長は、会内外の連絡、調整にあたるほか、本会の実務を行う。
4、会計局長 会計局長は、会費その他の収支を管理し、年1回 会計報告を行う。
- 第8条 会議 本会の会議は次の通りとする。
1、総会 総会は、年1回 会長が召集し、役員選挙 等を行う。
2、定期会議 必要に応じて会長が召集し、個々の活動内容を決定する。
3、臨時総会 特に必要が生じた場合には、臨時総会を召集し役員選挙を行うことができる。
- 第9条 議決 議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 第10条 会計 本会の経費は、会費、イベント参加費、補助金その他の収入をもってこれにあてる。
本会の会計年度は、1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- 第11条 賛助会員 本会に賛助会員を置くことができる。
賛助会員は本会の目的に賛同し入会が認められた者、及び本会の運営に寄与する希望者とする。
賛助会費は、入会希望者と協議し別に定める。
- 第12条 顧問 本会に、顧問を置くことができる。 顧問は、役員の協議の上、会長が委託する。
顧問の任期は2ヶ年とし、会長の諮問に応じ助言する。
- 第13条 慶弔 本会に慶弔規定を別に定めることができる。
- 付 則 本会則は、平成13年12月1日から施行する。